

あいち物流脱炭素化推進会議 規約

（目 的）

第1 燃料電池（以下「FC」という。）トラック等のFC商用車による物流脱炭素化モデルスキームを構築し、県内の荷主、輸送事業者等の物流に幅広く横展開するため、「あいち物流脱炭素化推進会議」（以下「推進会議」という。）を開催する。

（協議事項）

第2 推進会議は、FCトラックのモデルスキームの構築、水素ステーションでの水素充填方法、実現可能性調査、幅広く横展開するための方策、ビジョン策定、その他推進会議の目的を達成するために必要な事項を協議する。

（構成員等）

第3 推進会議は、別表に掲げる構成員のうち会長が必要と認める者をもって組織する。また、必要に応じオブザーバーを置くことができる。

（会 長）

第4 推進会議には会長を置く。

2 会長は、愛知県が担うものとする。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長は会長代行を指名し、その運営をさせることができる。

（会 議）

第5 推進会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるとき、構成員及びオブザーバー（以下「構成員等」という。）以外のものを推進会議に出席させることができる。

3 推進会議は可能な範囲で公開とする。なお、会議資料及び会議録は、原則非公開とする。ただし、会議録については、その概要を公表するものとする。

（秘密保持）

第6 構成員等は、推進会議において知り得た活動内容を、他の構成員等に無断で第三者に開示又は漏洩等してはならない。

（庶 務）

第7 推進会議の庶務は、愛知県環境局地球温暖化対策課において処理する。

（その他）

第8 この規約に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、2024年10月9日から施行する。

(別表)

あいち物流脱炭素化推進会議 構成員

区分	構成員	備考
有識者	名城大学理工学部 社会基盤デザイン工学科 松本幸正 教授	
業界団体	一般社団法人愛知県トラック協会	
プロジェクト 提案企業※	ワタミ株式会社	
	株式会社ムロオ	
	三和清掃株式会社	
企業等	荷主事業者	
	輸送事業者	
	車両製造事業者	
	水素ステーション事業者	
行政機関	国関係機関	
	県内市町村	
	愛知県	会長（事務局）

※「あいちカーボンニュートラル戦略会議」に脱炭素プロジェクトのアイデア提案を行った企業